

～被害者と共に考え、共に歩む～

vol.24

支援センターだより



撮影:らちひとし

～目次～

- 「犯罪被害者支援の雑感」
専務理事兼事務局長
- 平成20年度上半期報告
- 支援活動員研修会について
- 直接的支援活動について
- 自助グループ活動について
- 法改正について
- 賛助会費・寄付金のお願い

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
NPO法人(特定非営利活動法人)

静岡犯罪被害者支援センター

電話相談



☎054-209-5533

受付時間:10時00分～16時00分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

「犯罪被害者支援の雑感」

専務理事兼事務局長 佐々木 宏

静岡新聞の社説で「自治体の被害者支援」についての掲載があった。その中で職員一人一人が犯罪被害者への正しい理解のための職員研修を力説されている。

当センターでは現在、伊豆の国市及び静岡市の職員が、支援活動員・聴講生の立場で、弁護士等から被害者支援活動に必要な法学、裁判手続き、被害者心理などの研修を受講されている。受講生の意欲に加え、役所の理解があればこそと感じている。伊豆の国市では、独自で「被害者支援講演会」を開催するなど支援意識が高い。また、静岡市は、「総合窓口」の開設や被害者週間時には、懸垂幕の掲示や「被害者支援コーナー」の開設など啓発活動を実施している。受講生の方々が職場に戻り、被害者支援の必要性を広げている賜物と感謝している。

「犯罪被害者等基本法」及び「基本計画」の中に、自治体のやるべき責務が明記されている。まずは、両市のように、被害者支援に関する知識・技術を有する職員の育成が急務である。被害者などが医療・福祉・教育・居住など支援要望で来庁された時に迅速に対応するためには、行政として当然必要なことである。

被害者支援活動は、被害者等の経済的負担や精神的負担の軽減を図りながら、平穏な生活を取り戻すまで、息の長い途切れのない支援、行政・警察等の被害者支援関係機関・団体との連携が必要不可欠であります。研修の他に支援活動に関する要望などあれば提案し、ともに考え、支援活動を充実させていきたいと考えている。

～平成20年度上半期活動報告～

4月	●駿府学園 講師／高橋寛之副理事長	7月	●「第18回三島市明るく住みよい街をめざす市民大会」 広報活動 ●「支援センターだより」Vol.23発行
5月	●NPO法人全国被害者支援ネットワーク総会 出席 ●平成20年度 理事会・総会	8月	●人権問題啓発講演会 講師／清澤郁子氏・三上利江子氏・桑原千智氏 ●「POWER OF ATAMIX “08”」広報活動
6月	●静岡県被害者支援連絡協議会・同幹事会 出席 ●静岡県弁護士会犯罪被害者対策委員会との意見交換会 ●「命の大切さを学ぶ教室」静岡市立豊田中学校 講師／武るり子氏	9月	●全国被害者支援ネットワーク総会 出席 ●全国被害者支援フォーラム2008 出席 ●秋期全国研修会 出席
	●清水地区保護司会 講師／朝比奈幹夫氏 ●「交通安全教室」掛川東高校 講師／瀬崎多津子氏 ●第1回東海・北陸ブロック研修会	10月	●「被害者支援に関わる講義」静岡県立大学短期大学部 ●森ライオンズクラブ45周年記念式典 参加

相談受理状況

月別受理件数(平成20年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
電話相談	36	28	25	31	35	35	48	238
面接相談	1	5	2	1	1	2	2	14
法律相談	0	1	1	0	1	1	0	4
合計	37	34	28	32	37	38	50	256

昨年同期に比べると、電話相談件数は減少していますが、電話相談から面接相談を行い、直接的支援へと移行したケースが増加しています。



支援活動員研修会

	実施日	研修内容	講師等
1	6月17日	電話相談の特質とその専門性について	臨床心理士
2	7月9日	● 被害者刑事訴訟法の概略 ● 司法の流れとともに必要な支援・対応	弁護士
3	7月9日	警察における被害者支援 支援センターとの連携のタイミング	県警 被害者支援室
4	7月15日	相談員としてのトレーニング I	臨床心理士
5	8月4日	電話相談事例検討会 カウンセリング研修	臨床心理士
6	8月19日	相談員としてのトレーニング II	臨床心理士
7	9月2日	検察庁における被害者支援 ● 検察庁と刑事手続きの流れ ● 被害者支援のための一般的制度 ● 公判段階での被害者支援	静岡地方 検察庁
8	9月16日	被害者への理解～被害者の体験から学ぶ～	臨床心理士 被害者遺族
9	10月8日	電話相談事例検討 カウンセリング研修	臨床心理士
10	10月21日	被害者への理解～支援者から学ぶ～	臨床心理士 支援活動員

犯罪被害者等のニーズは多種多様な分野に及んでいることから、必要な支援についての相談・情報提供、犯罪被害者等保護関係法令等法学、司法・行政機関を始め関係団体との連携方策等を習得するため、本年度は、関係各位の協力を得て、22日間延べ31回の研修を実施しています。



部外研修にも積極的に参加しています!



東海・北陸ブロック研修会

東海・北陸ブロックの各支援センターから関係者24名が集まり、「第1回全国被害者支援ネットワーク東海・北陸ブロック研修会」が石川県金沢市において、6月28・29日の両日にわたり開催されました。当支援センターからも2名出席しました

その他の部外研修

- 9月 8日～12日 直接的支援実地研修
- 9月29日～30日 全国研修会
- 10月21日～22日 自助グループ継続研修

～直接的支援活動～

被害者やご遺族の方々の多くは、事件・事故のショックで混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障を来すことがあります。

そのようなとき、被害者や遺族の同意を得て、専門的な知識や技術を身につけた支援員が、司法関係機関や病院、公務所などへの付き添いをはじめ、当分の間家事などのお手伝いをする等、ニーズに応え、的確な支援を行っております。

自宅へ

被害直後、ご自宅にうかがい、家事のお手伝いなど必要に応じた支援を行います。

病院へ

病院へ治療・検査に行く際、支援員が付き添います。

警察署へ

警察署へ事件の届出、事情聴取に行く際、支援員が付き添います。

検察庁へ

検察庁へ事情聴取や打合せなどに行く際、支援員が付き添います。

裁判所へ

裁判所へ傍聴などに行く際、支援員が付き添います。

公務所へ

市役所など公務所へ各種手続きに行く際、支援員が付き添います。

活動実績 (4月～10月)

支援内容	件数・人員		4月～10月		前年同期	
	件数	従事人員	件数	従事人員	件数	従事人員
警察関連支援	3	7(4)	3	6(3)	3	6(3)
裁判関連支援	14	29(14)	4	8(5)	4	8(5)
検察庁関連支援	11	22(11)	6	12(6)	6	12(6)
行政など連携・協調支援	10	15(10)	3	7(4)	3	7(4)
病院など付き添い支援	4	8(4)	2	3(2)	2	3(2)
自宅訪問・面談など支援	19	31(21)	8	21(8)	8	21(8)
報道対策			2	2(2)	2	2(2)
その他	1	2(1)				
合計	62	114(65)	28	59(30)	28	59(30)

()内は事務局員従事数で内数を示す。

昨年同期と比べても分かるように、裁判への付き添いだけでなく、いろいろな場面で支援を必要としている被害者や遺族が増えています。

支援者側も、関係機関と連絡を密にし、被害者の声に耳を傾け、被害者のニーズに応えられるよう、適切かつ迅速に対応できるよう心掛けています。

数年前、私の夫は一面識もない男に殺されました。被害直後は家のまわりに報道陣ややじ馬が一杯で、玄関から一歩も出る事ができませんでした。日常の買い物も支援員さんをお願いしました。中でも、外に出られない私のために、黙って洗濯物を取り込んできてく

被害者遺族から…

れた時のそのさりげない心配りに目頭が熱くなりました。取り紛れてしまい、お名前を失念してしまいました。洗濯物を取り込む度にそのお心遣いに感謝しています。ありがとうございました。

直接的支援活動を通して…

某月某日、「息子が交通事故にあい死んでしまった。検察庁から呼び出しがあったが、検察庁って何をする役所か、何を聞かれるのかも分からなくて困っている。できたら力になって欲しい。」と被害者のご両親が来所された。

フラッシュバックによる二次被害を心配しつつ、事故状況の説明を受け、どのような支援を求めているのか、それに当所が応えることができるのかと検討に入った。

まず、裁判の流れ等を説明した上でご両親の要望を伺い、

- 検察庁や裁判傍聴などの付き添い及び連絡調整
- ご遺族の体調不良時の病院などへの付き添い支援

をすることとなり、信頼関係を醸成するために、ご遺族と支援チーム（事務局長・犯罪被害相談員・支援活動員など）と顔合わせを実施して支援活動に入った。

裁判所では

- 保釈中の加害者と公判前後に廊下などで遭遇することのないような配慮を依頼、傍聴中にご遺族が体調を崩した際の対応方法などを協議検討

検察庁では

- 担当検事と公判前後に、裁判の進行状況などの説明を依頼するなどして初回公判を迎えた。

司法関係機関の配慮で無事判決の日を迎えることができた。裁判所に行く道すがら「事件は我々にとって、瞬時に一人息子を失うという極めて不幸な出来事だった。しかし多くの人たちの善意を知ることができた。今日、どのような判決が出ても甘んじて受ける覚悟はできた。」と父上がポツリと漏らされた言葉が頭から離れない。

母上は今、通学児童の交通安全指導のため登下校時、交差点に立たれているとの事を聞く。

（事務局：鳥居）



自助グループ活動について

想像を絶する、辛く苦しい体験をされている被害者やご遺族の方々の「交流の場」として、ご遺族が中心となって、静岡（お話しの手紙）と浜松（浜松自助会）で定期的を開催しております。

最近では、単なる「交流の場」としてだけでなく、グループの方々には研修会や講演会の講師などとしてもご活躍していただいております。



最近の自助グループの活動

- 定例会の開催……………10回
- 関係機関・団体・学校等の要請による講演活動……………6回
- 当所支援活動員研修会における講師……………2回
- 報道関係者、保護観察官等との交流会……………6回
- 裁判傍聴支援……………3回
- 被害者遺族宅訪問……………2回
- 遺族の手記「みかんのはな」Vol.2
配布活動 等

～会員の声から～

私は「黙って堪え忍ぶ遺族像」を作っていました。
とっても苦しくて辛かった。外出もできなくて引きこもっていました。
自助グループに参加するようになってからは、回を重ねるごとに「理不尽なことは理不尽だ」と言えるようになりました。

過日は至らぬ私を講師としてお招きいただき大勢の皆さんの前で話す機会を得ました。

帰宅後、亡き夫の仏壇に向かい「貴方の無念さの一部を、今日は大勢の前で話すことができましたよ。」と話しかけました。

そうすると「俺の事件を活かして使え!このような辛い思いはお前で最後にするんだ!」と遺影の中の夫は励ましてくれました。

自助グループに参加することになって、始めて人前で話すことができ「ヨチヨチ歩き」ですが、一人でも歩けそうな気がしてまいりました。(T.M)



自助グループの方々の手記が掲載されている『みかんのはな』を発行しています。

ぜひ、一度手に取り、被害者や遺族の方々の思いを知っていただきたいと思います。

ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

犯罪被害者支援のための法律が改正されています!

犯罪被害者等支援法

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病または障害という重大な被害を受けたにも関わらず、何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給することにより、その精神的・経済的打撃の緩和を図ることを目的に、昭和55年に制定されております。

本制度は、本年7月1日に改正されましたが、その主な改正点は、

- ◎休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算
- ◎重度後遺障害者に対する障害給付金の引き上げ
- ◎生計維持関係のある遺族給付金の引き上げ

などです。今回の改正により本制度の抜本的拡充が図られました。



少年法

原則非公開の少年審判で、重大事件の被害者や遺族に傍聴を認める改正少年法が12月15日施行されます。

それによると、家庭裁判所へ送致された12歳以上の加害少年の殺人や、業務上過失致死事件などの被害者や遺族が傍聴を希望し、家庭裁判所が加害少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況などを考慮して許可した場合に傍聴できることとなります。

このほか本年7月8日より、被害者側に事件記録の閲覧やコピーが原則許可されています。

被害者参加制度と被害者国選弁護士制度

被害者参加制度は、刑事裁判に被害者などが被害者参加人として参加し、公判に出席し、情状証人に対して尋問したり、被告人に質問したり、求刑も含む意見の陳述を行うことができる制度です。

これまでの刑事裁判は、公の秩序を維持するため犯罪者を罰することを目的としており、被害者はあくまで「証拠品」と同じ扱いを受け、裁判手続きからは「蚊帳の外」に置かれてきました。

証人として尋問を受けたり、意見陳述を聞いてもらうことができるようになりましたが、自ら裁判の当事者の一員として法廷に出席することはできず、傍聴席で見守るだけで、被告人に質問することもできませんでした。

本年12月1日より実施されるこの制度は、今までの刑事裁判のあり方を大きく変える画期的な制度といえます。

また、被害者参加制度を利用する場合には、裁判に関する専門的な知識を有している、被害者支援に精通した弁護士を代理人として依頼する必要があります。この場合に、経済的に弁護士を依頼することが困難な被害者などに対して、国の費用負担で弁護士を選任することができるようになりました。この制度も本年12月1日より実施され、これもまた画期的な制度といえます。

支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成20年6月1日～平成20年10月31日 アイウエオ順(敬称は略させていただきました。)

青木 弘	静岡県警察官友の会沼津支部	鈴木 寛一郎	武士 たみ江
(株)赤阪鐵工所	静岡県警察官友の会富士支部	裾野ライオンズクラブ	藤枝地区安全運転管理協会
浅賀 由幸	(社)静岡県警友会	静宝印刷 小杉 昌子	富士宮警察署共済会
熱海商工会議所	静岡県警察官友の会島田支部	静洋スイマーズ	富士宮市区長会
(株)伊藤園	静岡県交通安全協会御殿場地区支部	高瀬 直樹	富士宮地区防犯協会
上田 輝岳	静岡県交通安全協会天竜地区支部	武田 章	富士宮中央ライオンズクラブ
内山 隆司	静岡県交通安全協会浜松東地区支部	竹田 圭太	富士宮ライオンズクラブ
大須賀 紳晃	静岡県交通安全協会富士宮地区支部	ちきり清水商店(株)	(株)富士ホンダ
太田 こさと	静岡県交通安全協会焼津地区支部	土屋 真衣子	前田バレエ学苑
大庭 茂利	(社)静岡県歯科医師会	天竜地区安全運転管理協会	松居 次好
大仁警友会	静岡県質屋組合連合会	戸塚建設(株)	松本 喜代子
掛井 史朗	静岡県自治会連合会	長泉町区長連絡協議会	三島市明るく住みよい街をめざす市民大会実行委員会
加藤 訓義	(社)静岡県指定自動車教習所協会	仲野 薫	三島地区安全運転管理協会
金古 久仁哉	静岡県自転車軽自動車商業協同組合	(株)なすび	三島遊技場組合
川崎工業(株)	(社)静岡県柔道整復師会	沼津駿東遊技場組合	三井住友建設(株)静岡支店安全衛生推進協議会
菊池 英明	静岡総合法律事務所	橋本 登志江	宮下 修
コーニングジャパン株式会社	静岡南警友会	長谷川 洋子	明治安田生命保険(相)静岡支社
御殿場警友会	静岡リビング新聞社	原木 英三	望月 威男
佐藤 孝子	島田市自治会長連合会	原田 誠治	森町ライオンズクラブ
静岡県飲食業生活衛生同業組合	清水警察署管内職場防犯管理協会	原 晴男	(株)数崎新聞店
静岡県企業防衛対策協議会	昭新紙業(株)	堀 進	吉川医院 吉川 正宏
静岡県経済農業協同組合連合会	榛葉 隆行	福井 博章	吉原ロータリークラブ
静岡県警察官友の会新居支部	末木 宏典	富士岳南ライオンズクラブ	匿名
静岡県警察官友の会大仁支部	菅田 信明	富士市町内会連合会	
静岡県警察官友の会御殿場支部	杉山 卓生	富士信用金庫	

《賛助会員募集・ご寄付のお願い》

支援センターの活動は、皆様からの賛助会費・寄付金によって支えられています。被害者支援活動が活発に行えますよう、ご協力とご支援をお願いいたします。

○賛助会費

法人・団体 1口 10,000円以上
個人 1口 2,000円以上

○寄付金について、金額を問いません。

賛助会員・寄付者の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りします。また、被害者支援講演会などのイベントが開催される際には事前にお知らせをします。

【振込口座】 郵便振替:口座番号 00870-7-50944

【加入者名】 静岡犯罪被害者支援センター

皆様方の温かいご支援をお待ちしております。

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp>

後援

静岡県警察本部
静岡県被害者支援連絡協議会

発行 行 NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター
〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号

発行責任者 専務理事兼事務局長 佐々木 宏

発行日 平成20年11月

この広報誌は日本財団の助成を受けて作成しました。

